



お知らせ

障害があるかたへの 心身障害者福祉手当など

いずれも所得制限があります。申請方法など、詳細はお問い合わせください。

	心身障害者福祉手当(区)	重度心身障害者手当(都)	特別障害者手当(国)	障害児福祉手当(国)
対象	65歳未満(※1)で、次の①～③いずれかのかた ①身体障害者手帳1・2級、脳性まひ、進行性筋萎縮症、愛の手帳1～3度 ②身体障害者手帳3級、愛の手帳4度 ③国または都の指定する特殊疾病(※2)	65歳未満で、常時複雑な介護を必要とする次の①～③いずれかのかた ①重度の知的障害があり、著しい精神症状などのため、常時複雑な配慮が必要 ②重度の知的障害と重度の身体障害が重複 ③両上肢・両下肢の機能が失われ、かつ座っていることが困難(都が判定)	20歳以上で、日常生活において常時特別の介護を必要とするおおむね①または②のかた ①身体障害者手帳1、2級程度、愛の手帳1、2度程度の重度の障害がある ②①と同等の疾病・重い精神障害がある(専用の診断書で判定。診断書料は自己負担)	20歳未満で、重度の障害のため、日常生活において常時介護を必要とするおおむね①または②のかた ①身体障害者手帳1級(一部2級を含む)、愛の手帳1度(一部2度を含む)程度の障害がある ②①と同等の疾病・重い精神障害がある(専用の診断書で判定。診断書料は自己負担)
支給額(月額)	①15,500円 ②10,000円 ③13,000円	60,000円	30,450円	16,560円
支給制限	施設などの入所者、保護者が児童育成手当(障害手当)を受給しているかた	施設などの入所者、3カ月を超えて入院しているかた		施設などの入所者、障害年金受給者
所得制限(※3)	3,661,000円 (本人(20歳未満の場合は保護者))	3,661,000円 (本人・扶養義務者)	3,661,000円(本人)かつ6,287,000円(配偶者・扶養義務者)	

- ※1 65歳前に身体障害者手帳などの交付を受け、所得制限などの理由で受給申請できなかったかたや、心身障害者福祉手当の受給資格喪失後、支給制限事由がなくなったかたは、65歳以上でも対象
- ※2 国・都の指定する難病の医療受給者証、または医療券が交付されている
- ※3 所得制限額は扶養人数が0人の場合。扶養人数により加算あり

☎障害者支援課支援サービス係(📞5722-9846、📠3715-4424)



お知らせ

介護保険の 利用者負担額軽減制度

介護保険には、要件を満たすと利用料などを減額できる3つの制度があります。減額には申請が必要です。減額が認定されたかたには認定証を発行し、申請した月の初日から減額します。



居宅サービス等利用者負担額軽減制度 区独自制度

介護保険の居宅サービス利用者負担額を軽減します。

対象サービス	減額割合	要件
訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護(ショートステイ)、短期入所療養介護(医療型ショートステイ)、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護(以上は介護予防を含む) 訪問介護、通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の予防給付相当サービス・区独自基準サービス	2分の1	次の①～③全ての要件を満たすかた ①住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額が0円または、公的年金等控除後・給与所得控除後の合計所得金額が10万円以内 ②本人が税法上の被扶養者である場合は、扶養者が住民税非課税 ③同住所地に居住する兄弟姉妹・直系血族(子、孫など)が住民税非課税 ※介護保険料を1年以上滞納し、給付制限を受けているかたや生活保護受給者は該当しません

介護保険負担限度額認定

対象サービスの食費と居住費(滞在費)の自己負担額を減額します。

対象サービス	減額割合	要件
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護(ショートステイ)、短期入所療養介護(医療型ショートステイ)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	金額は認定条件により異なる	住民税非課税世帯で、次の①②全ての要件を満たすかた ①住民票を別にしていない配偶者(事実婚を含む)がいる場合、そのかたも住民税非課税 ②預貯金などの額が一定額以下(年金などの所得により異なる) ※介護保険料を2年以上滞納し、給付制限を受けているかたは該当しません

社会福祉法人等利用者負担軽減制度

特別養護老人ホームに入所しているかたの利用者負担額と食費と居住費(滞在費)を減額します。

対象サービス	減額割合	要件
特別養護老人ホーム ※実施していない施設があります	4分の1 ※生活保護受給者は個室の居住費のみ全額免除	対象サービス利用者のうち、次の①～⑥全ての要件を満たすかた ①年間収入が単身世帯で150万円以下(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算) ②預貯金などの額が単身世帯で350万円以下(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算) ③日常生活に使う資産以外に活用する資産がない ④負担能力のある親族などに扶養されていない ⑤介護保険料を滞納していない ⑥介護保険負担限度額認定を受けている

☎介護保険課介護保険給付係(📞5722-9847、📠5722-9716)